

消 防 本 部

令和 5 年(2023年) 8 月 2 5 日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

- 1 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子・・・ 1～6

1 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い電気自動車等に用いる急速充電設備の位置，構造および管理の基準に関する規定を改め，ならびに喫煙所の標識の設置を必要としない場合を定め，および禁煙等の標識と併せて設ける図記号による標識に関する規定を整備するため

(2) 改正の内容

ア 急速充電設備について（第13条の2）

- (ア) 船舶，航空機その他これらに類するものについても急速充電設備の充電対象とするよう規定を改める。
- (イ) 全出力の上限を撤廃し，規定を整備する。
- (ウ) 電気自動車等にコネクタを用いて充電するものであることを明記し，コネクタに関する規定を整備する。
- (エ) 分離型の急速充電設備にあっては，充電ポストも急速充電設備に含むこととし，充電ポストに関する規定を整備する。
- (オ) 緊急停止装置について，利用者が異常を認めたとき，速やかに操作することができる箇所に設けるよう規定を改める。

イ 喫煙等について（第26条）

- (ア) 「喫煙所」と表示した標識について，健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととするよう規定を改める。
- (イ) 「禁煙」，「火気厳禁」または「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号について，別表第7に定めるものから，国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものとしなければならないこととするよう規定を改め，別表第7を削除する。

(3) 施行期日

公布の日からとする。ただし、急速充電設備（第13条の2）に係る改正規定については、令和5年10月1日からとする。

函館市火災予防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のものおよび全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものおよび消防長または消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造られ、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(2) その<u>筐体は不燃性の金属材料で造ること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト（コネクタおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものおよび消防長または消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">ア <u>不燃材料で造られ、または覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p style="text-align: center;">イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その<u>筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p> <p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所</u>に設けること。</p>

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(新設)

(17)・(18) (略)

2 (略)

(喫煙等)

第26条 次に掲げる場所で、消防長または消防署長が指定する場所においては、喫煙し、もしくは裸火を使用し、または当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 前項の消防長または消防署長が指定する場所には、客席の前面その他見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」または「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において、標識の色は、地を赤色、文字を白色とするものとする。

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長または消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するため

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) (略)

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ (略)

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18)・(19) (略)

2 (略)

(喫煙等)

第26条 (略)

(1)～(4) (略)

2 (略)

(削る)

3 (略)

(1) (略)

に消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置および当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

(新設)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席および廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7（第26条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒，斜めの帯および枠は赤，地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒，斜めの帯および枠は赤，地は白

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置および当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。）

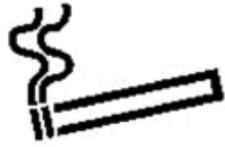
4 第2項または前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」または「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号または日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号または日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席および廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 (略)

別表第4から別表第7まで 削除

喫煙所
である
旨の表
示



記号は黒, 地
は白